

定款施行規程第13条第7項によるブロック理事候補者（1名）

補欠ブロック理事の1名の選任をお願いするものです。補欠ブロック理事候補者は以下のとおりです。

補欠ブロック理事候補者

ブロック名	候補者氏名	会員区分	法人・所属	役職
中国	松浦 昭雄 (岡山)	正会員	株式会社 清音金型製作所 グループホーム総社中央	管理者

《参 考》

定款抜粋

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事19名以上25名以内
- (2) 監事2名以上3名以内

5 理事は、社員総会において別に定めるブロック理事と学識理事の2種類とする。

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

定款施行規程抜粋

第13条 定款第24条第5項で規定するブロック理事の定数は、19名とし、社員総会の決議によって選任する。各ブロック理事の定数は、役員改選当該年の前年の10月末日現在の正会員数を基準とし、ブロック理事定数の範囲内において、理事会の決議によって、各ブロック理事の定数を算出する。（以下略）

7 理事が欠けることとなったとき、定款第28条第3項に規定する補欠の理事については、当該ブロック理事が選出されたブロックにおいて、ブロック長及び当該ブロックに所属する支部長はブロック正会員の中から後任のブロック理事候補者を選定し、学識理事については、会長が学識理事候補者を選定し、社員総会の決議により補欠の理事を選任することができる。